

事業費補助金調査票(表)

補助金名	ノンステップバス導入補助金
------	---------------

担当課	市民生活部 交通防犯課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	02	01	09	50	— 01
事業名	路線バス運行支援事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	市単					
補助の種類	事業					

R5実施計画額	596	千円
R4 予算額	596	千円
R3 決算額	0	千円
R2 決算額	596	千円
R1 決算額	596	千円
H30 決算額	596	千円
H29 決算額	596	千円

事業の趣旨・目的	市内を運行するバスのノンステップ化に係る経費を補助することにより、高齢者や障害者等の利便性及び安全性の向上を図るとともに、公共交通機関としてのバス利用を促進する。			補助対象者	【補助対象者】 路線バス事業者								
	開始年度	平成 18 年度			【補助対象経費】 ・車両本体の購入に要する経費 ・車載機器類等の設置又は整備に要する経費								
根拠法令等	(市) 成田市補助金等交付規則 成田市ノンステップバス導入事業費補助金交付要綱			補助率	【補助率】 補助対象経費の8分の1又は補助対象経費から通常車両価格を差し引いた額の4分の1のいずれか少ない方の額(上限有り) ※購入台数に限らず、毎年1台分の補助とする。 ※車両購入価格及び通常車両価格は平成20年度に算定した額を基本としており、毎年596千円を上限としている。								
	(国) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (県) 千葉県超低床ノンステップバス等整備事業費補助金交付要綱				【国県等の補助率】 国: 補助対象経費の4分の1又は補助対象経費から通常車両価格を差し引いた額の2分の1のいずれか少ない方の額(上限額1,400千円/台) 県: 補助率、上限額ともに国と同様								
留意事項				【近隣自治体の補助率】 船橋市及び市原市: 補助率、上限額ともに国と同様									
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	成果指標: 購入台数								
		金額	件数		割合	(単位:台)							
	全体事業費	0											
	うち市補助金	0	0		0.0%								
	うち国補助	0			0.0%								
	うち県補助	0			0.0%								
自己負担	0		0.0%										
					<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	0	令和2年度	4	令和元年度	7
年度	数値												
令和3年度	0												
令和2年度	4												
令和元年度	7												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	市の基本施策である、「道路ネットワークと交通環境を整える」に合致し、バス交通の利便性向上に努めている。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	はい	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	購入台数 R1年度:7台、R2年度:4台、R3年度:0台
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	ノンステップバスの配備台数が充実することにより、利用者である市民の利便性が向上している。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	改善		
所見	<p>本補助金は、以前は国との協調補助であったが、公共交通のバリアフリー化を目指すため、現在は市が独自で公共交通事業者への支援を行っており、国及び県もそれぞれ、独自の交付要綱を元に支援を行っている。本市では、平成18年度から補助を行っており、令和3年度時点では、事業者の保有車両119台の内、ノンステップバスは72台(60.5%)である。</p> <p>路線バスは市民にとっての重要な交通手段であり、高齢者や障がい者も利用しやすい環境を整備するため、今後も補助事業を実施する。</p> <p>また、事業者のニーズに適合させるため、リース契約によるノンステップバスに係る導入経費も補助対象とすること等について、要綱の規定を整備し、制度の改善を図る。</p>		